

令和3年5月11日

保護者の皆さまへ

貝塚市教育委員会
教育長 鈴木 司郎

貝塚市立学校等における緊急事態宣言延長に係る対応について

日頃は、本市の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、このたび、大阪府に対する緊急事態宣言が延長されたことを受け、大阪府教育庁から要請されている本市学校園の対応について、下記のとおり継続することとなりましたので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、市内公共施設等の利用も引き続き中止となりますので、放課後および休日等の過ごし方について、家庭においてご指導いただきますとともに、感染症対策にもご配慮ください。

また、もしお子さまやご家族に体調が悪い等の健康に不安のある場合には、無理をさせずに学校を休ませてください。その際は、欠席とはせずに「出席停止」として取り扱います。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しており、必要に応じて変更が生じる場合があります。そのような状況が生じましたら、改めてお知らせいたします。

記

<期間について> 令和3年5月31日（月）まで

<授業について> 分散登校や短縮授業は行わず、通常形態を継続する

<修学旅行・校外学習等について> 中止または延期とする

<部活動について> 原則休止とする（小学校の課外活動クラブも同様とする）

*ただし、公式大会が行われる種目については、感染防止対策を
徹底したうえで、実施することも可とする

<市内公共施設（社会教育施設およびスポーツ施設）の利用について> 中止とする